

魚津市告示第99号

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年8月26日

魚津市長 村椿 晃

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新しい生活様式 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年5月4日に政府へ提言した新しい生活様式をいう。

(2) 感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(3) 販売・予約システム インターネット技術を活用した非対面型システムをいう。

(4) 採用活動 新卒、中途を含めた従業員の採用活動をいう。

(5) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）として事業者には雇用されている者をいう。

(6) 休業協力事業者 国の緊急事態宣言を受け、令和2年4月22日に富山県から休業要請又は営業時間短縮の協力要請の対象となった施設のうち、富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象となった施設を運営する事業者をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、感染症拡大による経済活動の停滞を克服し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、市内企業が実施する別表に規定する新しい生活様式を踏まえた企業活動に係る事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付の対象となる者は、新しい生活様式に対応する事業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1） 市内に営業拠点を設置する事業者であること。

（2） 営業拠点に1人以上の従業員が配置されていること。

（3） 魚津市商工業振興条例（昭和57年魚津市条例第24号）第4条第1項第1号及び第2号に規定する助成金及び魚津市中小企業立地促進助成金交付要綱（平成19年魚津市告示第27号）に規定する助成金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事業を行う者に対しては、助成金を交付しない。

（1） 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

（2） その他市長が助成金の目的に合致しないと認める事業

（指定の申請等）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業に着手しようとする日の7日前までに、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金指定申請書（様式第1号）に経費の内訳がわかる見積書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、前条に規定する要件を満たしていると認めるときは、助成金の交付対象者として指定し、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金指定書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の指定をするときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

（指定変更等の届出等）

第6条 前条第2項の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金（変更・中止・辞退）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（1） 事業に要する経費の総額を変更しようとするとき。

（2） 事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするとき。

（3） 第4条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の届出（事業の中止又は指定の辞退に係る届出を除く。）

があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、事業の内容等を変更し、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金変更指定書（様式第4号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

（助成対象経費及び助成金の額等）

第7条 助成金の助成対象経費、助成率及び助成限度額は別表のとおりとする。

2 助成対象経費に対して、国や県等から助成を受けた場合は、助成対象経費から国や県等から助成を受けた当該助成対象経費の額を控除するものとする。

3 第1項の規定による助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 助成対象となる事業は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に実施されるものとする。ただし、別表に定める感染症拡大防止対策事業については、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に実施されるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、感染症拡大防止対策事業のうち、休業協力事業者が食事提供施設において実施したものについては、令和2年7月16日から令和2年9月30日までの間に実施されるものとする。

（交付申請）

第8条 指定事業者は、助成対象経費の支払完了後30日以内に、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付申請書（様式第5号）に助成対象経費の支払を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定の通知）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否の決定及び額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の助成金の交付の可否の決定及び額の確定を行ったときは、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付決定兼額の確定通知書（様式第6号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する報告は、第8条に規定する交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第11条 市長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請又は不正の行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2） 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。
- (5) 第9条により額の確定をした後3年以内に、第3条の事業を休止又は廃止したとき。ただし、天変地異等により事業の継続ができなくなった場合、企業経営の悪化により倒産した場合等市長がやむを得ないと認める場合を除く。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、指定事業者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条第1項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第7条関係）

新しい生活を踏まえた経済活動に係る事業	助成対象経費	助成率	助成限度額	備考
感染症拡大防止対策事業	感染症拡大防止のための ①備品購入費 ②消耗品等購入費 ③委託料	4/5	50千円 （ただし、休業協力事業者は250千円）	同一事業の複数回助成不可
販路開拓事業	①インターネット販売サイト等 出展費 ②デリバリー、テイクアウト等 対応費	3/4	50千円	
販売力強化事業	①ホームページ等新規作成費 ②販売・予約システム等構築費	1/2	300千円	
採用活動事業	①インターネット等を利用した 採用活動に係る経費 ②新しい生活様式に基づく採用 活動に対応するための経費	2/3	200千円	

（備考）感染症拡大防止対策事業は、令和2年9月30日までに実施したものを対象とする。また、休業協力事業者のうち食事提供施設については令和2年7月16日以降に実施したものを対象とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名 ⑩
電話番号

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金指定申請書

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金に係る事業の指定を受けたいので、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所名				
所在地	魚津市			
業種				
主な事業内容				
申請区分 (いずれかに○)	感染症拡大 防止対策事業	販路開拓事業	販売力強化事業	採用活動事業
整備開始予定 年 月 日	令和 年 月 日			
対象経費 見込額	総額 円			
従業員数	人	国又は県からの 補助金の有無	有	・ 無

<添付書類>

- 1 経費の内訳がわかる見積書
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金指定書

年 月 日付けで申請のあった魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金に係る事業の指定の申請について、次のとおり指定することに決定したので、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 指定内容

- (1) 事業所名
- (2) 所在地
- (3) 整備概要
- (4) 整備開始予定年月日
- (5) 対象経費見込額

2 指定に付する条件

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名 ⑩
電話番号

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金
（変更・中止・辞退）届出書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で指定を受けた事業について、次のとおり（変更・中止・辞退）したいので、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

1 （変更・中止・辞退）の理由

2 変更の内容

様式第4号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金変更指定書

年 月 日付けで届出のあった魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金に係る事業の指定内容の変更について、次のとおり指定することに決定したので、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 指定内容

（1）事業所名

（2）所在地

（3）整備概要

（4）整備開始予定年月日

（5）対象経費見込額

2 指定に付する条件

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名 ⑩
電話番号

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付申請書

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金の交付を受けたいので、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請額 円

<添付書類>

- 1 助成対象経費の支払を証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金
交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり
決定したので、魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援助成金交付要
綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。

助成対象経費及び助成金額

助成対象経費 円

助成金額 円

交付条件

2 交付しません。

交付しない理由